

平成31年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成31年4月25日(木) 午後1時30分

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 平成31年4月25日(木) 午後1時30分

出席委員 12名

1番 伊藤 正敏 3番 浅井 尊弘 4番 八木 一広

5番 中野 浩光 6番 三宅 正恭 8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政 10番 後藤 正臣 11番 林 秀雄 12番 水野 格廉

13番 石川 雄二 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信 猪子 勝三 堀田 啓

欠席委員 2番 酒井 温司 7番 日下部錠一

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己、日下部 鍊

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第1号 農地法5条の規定による許可申請 ..... 2件

(2) 報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 3件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 14件

2 その他

会

長 こんにちは。

満開だった桜も散り、陽気もよくなってきましたが、まだまだ朝夕の気温差があります。委員のみなさまには、体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、平成31年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は12名で、2番酒井委員と7番日下部委員より欠席の連絡をいただいております。定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は4番八木一広委員と5番中野浩光委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第1号】

・農地法5条の規定による許可申請……………2件

(2) 報告案件について

【報告第1号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出……………3件

【報告第2号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出……………14件

それでは、【議案第1号】 農地法5条の規定による許可申請 2件を議題といたします。

1番から事務局に説明を求めます。

事務局 1ページ目、議案1号、番号1をご覧ください。

申請地は、春日杵前\_\_\_\_\_、登記、現況共に田で面積は合計\_\_\_\_\_㎡です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。資材置場造成のための一時転用です。

申請者の\_\_\_\_\_は、愛知海部郡蟹江町に本社を置き、建設業を主

な業務とする法人です。転用の目的は、市の公共事業である斎場建設に伴い、現場内に仮置きしている表土を運搬する為に、現場に隣接しており適度な広さの申請地に新たに資材置場を造成するというものです。

申請地は、清須市農業振興地域整備計画で農用地区域とされていることから、農地区分は農用地区域内農地に該当します。本件は転用目的が資材置場であり、およそ1年間一時的な利用に供するものであること、採取後は水田に復元するものであることから、許可基準はア-(イ)-c 一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林委員ですが。

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、2番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページ目、議案1号、番号2をご覧ください。

申請地は、春日天神\_\_\_番地、登記、現況ともに畑で面積は\_\_\_m<sup>2</sup>です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築のための農地転用です。

申請者は、現在、刈谷市の共同住宅において夫と子どもの3人で暮らしており、今回、将来を見据え実家の周辺で住居の検討をしました。申請者夫妻には自己所有の土地がなく、実家周辺の分譲住宅を検討しましたが市街化区域ではないため見つからず、両親に相談したところ申出地の利用を勧められ、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、街区に占める宅地の割合が約55%を越えている区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1)エー(ア)ーbー(b) 街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川委員ですが。

石 川 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第1号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 38、寺野元町\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅 井 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 39、西枇杷島町北大和\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

伊 藤 委 員 特に問題ありませんが、西枇杷島町内の田で農地転用ができる場合は受け付けた段階で連絡を頂きたい。

事 務 局 今後は事前の連絡を徹底いたします。

事務局 番号 40、春日五反地\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

石川委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第2号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 143、土田郷上切\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 144、朝日弥生\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

猪子委員 特に問題ありません。

事務局 番号 145、春日野方\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

早川委員 特に問題ありません。

事務局 番号 146、桃栄二丁目\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 147、新清洲五丁目\_\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

石塚委員 特に問題ありません。

事務局 番号 148、寺野元町\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅井委員 特に問題ありません。

事務局 番号 149、朝日愛宕\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

猪子委員 特に問題ありません。

事務局 番号1 阿原池之表\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 番号2、西市場三丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

事務局 日下部委員は欠席のため、次回の農業委員会で確認いたします。

事務局 番号3、廻間三丁目\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

事務局 こちらも次回の農業委員会で確認いたします。

事務局 番号4・5・6、西堀江蛇池\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 番号7、一場御園\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

三宅委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については  
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局

- ・平成31年度緊急連絡網
- ・平成30年度農地転用の件数と面積
- ・農業委員会のスケジュール
- ・農業共済の説明

会長 それでは、次回の開催について確認します。  
平成31年5月24日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所  
南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。  
以上で平成31年度第1回農業委員会を閉会します。  
本日はご苦労様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番地」、  
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。